
令和2年度

町長施政方針

.....

令和2年3月

厚 真 町

(はじめに)

令和2年厚真町議会第1回定例会にあたり、新年度の町政執行に対する所信を申し上げます。まずは、町民の皆さま、町議会議員の皆さまに、町政諸般にわたり特段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。また、日頃からのご精励に対し、深く敬意と感謝を表する次第であります。

胆振東部地方に未曾有の被害をもたらした北海道胆振東部地震から1年6ヶ月が経過しました。この間、国、北海道ならびに各関係機関などからの多大なご協力と、全国各地からの物心両面にわたる温かなご支援に対し、厚真町民を代表してあらためて心から厚く感謝申し上げます。

また、甚大な損害を被りながらこれまで懸命に日常生活や生業(なりわい)の復旧に努めてこられた町民の皆さまには、心からの敬意と感謝を申し上げます。

昨年は、台風15号、19号が甚大な被害をもたらすなど、日本全国で自然災害が相次ぎました。この場をお借りして、全国各地で被災された方々にお悔やみと、お見舞いを申し上げます。

私たちは、自然の猛威に抗うすべを持ち得ませんが、復旧期における迅速な対応と復興期に向けての諸準備を万全に進めることは、災害列島に住む日本人としての宿命でもあります。そのためにも、被災地としての経験を無駄にすることなく、防災、減災そして地域強靱化の取組をより積極的に進めていかなければなりません。しかしながら一方で、基礎自治体に当たる市町村が大規模化する自然災害に対する安全保障をすべてにおいて担うことは困難であるなか、自助・共助・公助と表現されるように、何にも代えがたい命を守るためには、自らの備えと適切な行動、地域における日頃からの備えが何にもまして大切です。地域コミュニティという「ソフトパワー」の重要性を皆さまとともに今一度認識し、その力を高めながら、効果的に活用する取組、いわゆる地域力を高めていくことが重要であると考えています。

また、中国に端を発した新型コロナウイルスにみられる感染症も、人類にとって相変わらずの脅威であることを再認識させられました。発災時もそうですが、個人情報保護や人権、所有権など個人の権利や自由の保障と被害

の拡大防止に関する取組のトレードオフ関係について、安全を優先する国民的合意形成が急がれると感じています。

経済発展と環境問題に関しても注目が集まっています。スウェーデンの環境活動家グレタ・トゥンベリさんが訴えた経済発展への幻想論と地球環境の危機は、直ちに発展途上国や経済大国に浸透することは難しそうですが、少なくともすでに世界的な広がりを見せているSDGs（持続可能な開発目標）の共通指針に沿って経済、社会および環境を調和させ、すべての人が取り残されることのない社会の実現を各界各層において意識していくことは大切です。SDGsが示す目標は、地域の課題解決に資するものも多く、その達成による持続可能な地域社会の実現は、地方創生にとっても重要な視点です。私たちは、被災した地域ならではの発想で、経済面、環境面そして災害に強い安全・安心なまちづくりを融合させ、厚真版「地方創生SDGs」に積極的に取り組んでまいります。

政府では、経済発展や環境問題、高度情報化社会における個人情報保護や人権など、同じようにトレードオフ関係にあるさまざまな社会的課題解決に向けて、ICT、IoT、ビッグデータおよびAI（人工知能）などを中核とするイノベーションを進展させ、人間中心の新たな価値を創造するSociety（ソサイエティ）5.0をめざして基盤づくりを推進しようとしています。こうした技術革新によるスマート社会の実現は、SDGsの達成にも通じるものであり、経済活動をはじめ環境、健康、医療、公共サービス等の幅広い分野に大きな変革をもたらし、その恩恵により、高齢者の安心や地方の潜在力が顕在化し、新しい価値を創造するチャンスともなりますので、都市部に遅れることなく先駆的に環境を整える取組が必要だと考えています。

私たちは平成から令和へ、Society5.0などの技術革新や地方創生第2期を迎える大きな変革のうねりの中で、復旧から復興に向けたフェーズを迎えることとなります。北海道胆振東部地震災害からの復旧が最優先であることには変わりありませんが、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催年という時代の潮目において機を逸することなく、令和という新たな時代に豊かで活力ある厚真を早期に取り戻すべく、環境を整え、潜在力を耕し、チャレンジという種をまき、人材という「成長の芽」を育て、本町の持続的発

展、復興につなげてまいりたいと考えています。

町民の皆さまと関係機関の皆さまには引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげ、ここに令和2年度の主な施策についてご説明申しあげます。

平成30年北海道胆振東部地震災害からの復旧・復興について

(公共土木施設等の復旧)

最初に、公共土木施設の復旧について申しあげます。

町道については、幹線の復旧を優先に進め、これまでに7割を超える箇所が復旧しました。本年度は、町工事では桜丘幌里線や幌里沢線などの復旧、また北海道に代行委託する箇所ではオバウス沢線や幌内沢線の復旧を進めてまいります。

町が管理する河川については、河道閉塞箇所の復旧を優先に進め、これまでに7割を超える箇所が復旧しました。本年度は、町工事ではチケッペ川の上流部やチカエップ川など、また、北海道に代行委託する箇所では、赤間の沢川やオバウス沢川などの復旧を進めてまいります。

北海道が管理する道道については、厚真大橋や千歳鷓川線など9割を超える箇所が復旧しました。本年度は引き続き、上幌内早来停車場線の富里地区等の復旧が進められます。道河川については、厚幌ダムでは法面工や崩土の除去などが実施され、また、厚真川の復旧および日高幌内川上流部での地滑り対策工が引き続き進められ、天然ダム化の懸念が解消されてまいります。

次に、砂防・斜面对策事業について申しあげます。

日高幌内川やチケッペ川など4溪流の国直轄の緊急砂防事業については、本年度から砂防堰堤の嵩上げなど恒久対策工事が進められます。

また、北海道が施工するシュルク沢川など10溪流の砂防事業と吉野地区と富里地区の急傾斜地崩落対策事業については、一部の残工事について本年度も引き続き実施されますが、いずれも早期の完成をめざしています。

簡易水道施設については、富里、吉野地区で復旧工事を行い、富里浄水場

は8月頃に運転を再開する予定です。

宅地耐震化推進事業については、地震による地盤変状で被害のあった豊沢ルーラルビレッジ地区と新町パークタウン地区において、地盤変状の原因となった地すべり対策の工事に着手します。完成予定は、ルーラルビレッジ地区は令和4年度、新町パークタウン地区は令和3年度を目途に、宅地の耐震化を図ってまいります。

(農林業関連施設等の復旧)

次に農林業関連施設等の復旧について申し上げます。

直轄災害復旧事業(勇払東部地区)は、厚真ダムの洪水吐や取水施設、放流施設の復旧作業が本格的に始められる予定となっております。

また、用水路については、厚幌導水路を主体に復旧が進められており、令和3年度以降に、部分的に用水供給が行われる予定となっております。

国営農業用水再編対策事業は、直轄災害復旧事業の完了後となり、事業完了は令和6年度を予定しておりますが、一日も早く安定的な農業用水が供給されるよう事業の円滑な実施を国に働きかけてまいります。

土砂の流入などにより被害を受けた農地155.31ha、農業施設62箇所(箇所)の復旧については、本年3月までに完了する見込みとなっており、本年度は土砂の仮置き場となっている幌内沢を除き、ほとんどのほ場で作付けが可能となります。

農業者の経営再建に関しても、被災直後から本年3月まで実施している被災農業者向け経営体育成支援事業による農業施設や機材の修繕や再取得が進み、本年の営農再開に向けては順調な復旧状況と見込んでいます。

J Aとまこまい広域の生産施設や共同利用施設については、早期修繕が可能であった施設により、応急期として弾力的な施設運営が可能でしたが、被害が甚大であったレンガ倉庫については、米とカボチャの集出荷を目的とする代替施設の早期建設が必要でありますので、同J Aが計画する上野地区農産物集出荷貯蔵施設の建設を支援してまいります。

林道につきましては、3路線23箇所(箇所)の災害復旧工事のうち、本年3月までに14箇所(箇所)が完了する予定となっております、本年度は2路線5箇所(箇所)の復旧工

事を予定しています。

治山事業につきましては、北海道が実施主体となりますが、災害復旧事業等で計画している135箇所のうち、着手済みは54箇所、令和5年度の事業完了の見込みです。

(住まいの再建)

次に、住まいの再建について申し上げます。

町内における応急仮設住宅等への避難状況ですが、本年1月末日現在で127世帯が避難生活を続けております。その他にも、本格的修繕が未定のまま不便な生活を余儀なくされている方も少なくはありません。

被害を受けた住宅については、住宅の改修・再建のための住民相談や各種支援制度を引き続き実施するとともに、災害公営住宅など公的住宅の建設を推進し、本年中に迎える応急仮設住宅の入居期限までには、すべての避難者の住宅再建や恒久的住宅への住替えが可能となるよう取り組んでまいります。

また、本格的修繕や再建が未定な方々に対してのケースマネジメントや宅地耐震化などの環境改善により、個別の計画を明確にできるよう支援を強化してまいります。

(厚真町復旧・復興計画の策定について)

次に、復旧・復興計画の策定について申し上げます。

昨年度策定した厚真町復旧・復興計画第1期および第2期では、「住まい・くらしの再建」や「なりわい（仕事）の再生」、そして今回の震災で特に被害の甚大であった北部山間地域の「地域再生計画」など、「復旧分野」を中心に計画の策定を進めてまいりました。いまだ着手に至っていない幌里地区およびルーラルビレッジ地区についても引き続き検討してまいります。

今年度策定する第3期の計画では、震災遺構の検討や防災拠点整備、公共施設再編整備の検討など、本年度に改定する第4次厚真町総合計画と連動した、しなやかで災害に強いまちづくりに資する復興施策を示してまいります。

(北部地域の再生について)

すでに触れさせていただきましたが、地域再生計画の議論が深まっている北部山間地の幌内、高丘、富里及び吉野地区の4地区については、地域再生に向けた方針の取りまとめ作業を行っており、本年度は、その中核となっている北部地域の一時避難機能を有する集会施設の設計と、災害時の避難迂回路となる道路の改良に向け調査・設計を実施してまいります。併せて、住宅の自力再建は困難であります。引き続き同地区での生活再建を希望する方を対象とする小規模宅地改良住宅の早期建設に向け準備を進めてまいります。

また、町と連携し、北部地域の見守りや地域支援を主な任務とする駐在員として集落支援員を配置してまいります。

(北海道胆振東部地震の教訓)

現在、北海道胆振東部地震における災害対応の検証作業を有識者の協力を得ながら進めております。

被災地として、災害対応の検証をしっかりと行い、今後の大規模自然災害への教訓とするとともに、検証に基づき、復旧・復興計画の柱である「災害に強いまちづくり」を構築するため、災害対策本部組織のあり方などを含め本町の地域防災計画、業務継続計画などの見直しを進めてまいります。

以上が災害復旧関連の主な取組であります。以降においては分野別行政施策の主なものや新規取組を中心に説明させていただきます。

令和2年度分野別行政施策について

人が輝くあつまをめざして

(子ども・子育て支援の充実)

最初に、子ども・子育て支援の充実について申し上げます。

認定こども園は、入園児童の低年齢化も進み、保育士人材の確保が課題と

なります。職員体制の強化とともに、選ばれるこども園をめざして、民営化も視野に入れながら特色ある幼児教育・保育の提供と質の向上を図ってまいります。

また、子育て世代包括支援センターを中心に各こども園、子育て支援センターおよび保健師が、子育て世帯に寄り添いながら子育てに関するあらゆる相談に対応するとともに、乳幼児健診などを通じて、子どもの健康・発育に関しての育児支援を充実させてまいります。

(生涯学習の充実)

次に生涯学習の充実について申し上げます。

学校教育では、厚真中央小学校の水泳プールと厚真中学校グラウンド等の災害復旧工事や上厚真小学校の水泳プールの移転工事が完成し、大型文教施設の復旧・環境整備が整いました。

本年度は、令和3年度に予定されている上厚真小学校の登校に必要な町道拡幅改良工事に向けた実施設計を行うほか、厚南中学校駐輪場の拡張工事を行います。また、今後ますます加速が予想されるICT教育の推進充実に向け、全学校で校内無線LAN環境等の充実を図ります。

子どもたちの心のケアについては、昨年11月に「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、関係機関との連携のもと、個に応じた心のケアとサポートにつなげてまいりました。引き続き本協議会を中心に、子どもたちの心の状況や変化をきめ細かく把握するよう努めてまいります。

また、大規模災害の経験や知見を踏まえた防災学習についても順次実施してまいります。

一昨年から準備を進めてきた小中一貫教育については、取組の具体化を図り、これまで培った英語教育やふるさと教育等を柱とした本町ならではの特色ある教育課程を形づくってまいります。

北海道厚真高等学校は、本町の地域振興やまちづくりにとってかけがえのない地域の高校であり、特色ある学校づくりと教育活動に取り組んでおります。本年度は、これまでの生徒数確保に向けた取組に加え、教育内容の充実や魅力化に向け関係者と具体的な協議を進めてまいります。

社会教育では、北海道胆振東部地震からの心の復興を支える文化講演会や集まりンピックなど各種生涯学習行事を展開してまいります。

本年は東京2020オリンピック・パラリンピックの開催年です。本町でも聖火リレーや採火式に取り組み、後世にオリンピックレガシーを残してまいります。

また、昨年供用を開始した「冒険の杜」の整備を、引き続き地域住民の参画のもと進め、上厚真放課後児童クラブや各こども園にも取組の輪を広げてまいります。

厚幌ダム建設に伴う埋蔵文化財発掘調査事業については、15年間にわたり実施してきた調査が昨年でひと区切りを迎えましたが、引き続き収集された貴重な資料群の整理を進め、保存・活用に取り組んでまいります。

(まちづくり人材の育成)

次に、まちづくり人材の育成について申し上げます。

震災復興を含めて町の未来を切り開いていくには、地域社会で活躍する人材の確保や育成が必要です。

これまでも地域おこし協力隊や地域おこし企業人などの制度活用と国庫補助制度や町単独の資金手当てとサポート事業により、起業型や特定分野での有為な人材の育成に努めてまいりましたが、今後は起業家や既存事業者への人材供給も視野に入れた人材育成体制の拡充も検討し、人が人を呼ぶ好循環を創出してまいります。

また、官学連携事業においてインターンシップやフィールドワークを通じて厚真との絆を育んだ学生が、町内への就労やボランティアとしての活動を継続していただいております。復興や活気あるまちづくりの推進力となっています。引き続き、さまざまな制度を活用して関係人口や交流人口の拡大を図りながら、ともにまちを創造していく人材の確保に取り組んでまいります。

健やかで安心なあつまをめざして

(高齢者福祉・介護、障がい者福祉の充実)

次に、高齢者保健福祉・介護保険事業、障がい者福祉の充実について申し上げます。

応急仮設住宅に入居されている方の高齢化率は50%を超えており、きめ細やかな支援が必要となっております。被災した高齢者の支援については、厚真町社会福祉協議会の地域包括支援センター、生活支援相談員、ボランティアセンターや各関係機関との連携のもと、被災した高齢者の不安を取り除き、安心して生活していただけるよう、支援内容の充実を図ってまいります。

また、社会福祉法人北海道厚真福祉会が運営する特別養護老人ホーム「豊厚園」と障害者支援施設「厚真リハビリセンター」については、新町地区において急ピッチで建設が進んでおりますが、できるだけ早期の開設をめざして引き続き支援してまいります。

今年度は、厚真町高齢者保健福祉計画・厚真町介護保険事業計画A-8プランおよび第6期厚真町障がい福祉計画・第2期厚真町障がい児福祉計画の策定年となります。高齢者やハンディキャップをお持ちの方々が住み慣れた地域で安心していきいきと暮らし続けることができるよう、関係機関や近隣市町と連携を密にしながら、必要なサービスの充実に努めてまいります。

(保健・医療の充実)

次に、保健・医療の充実について申し上げます。

災害発生後、応急仮設住宅等、避難生活を余儀なくされた町民はもとより、すべての町民の方々の健康状態の把握、健康管理のあり方、特に心のケアが重要な課題となっております。

仮設住宅から、災害公営住宅などへの転居により地域コミュニティが変化するなかで、孤独感や不安感の増幅に伴うストレスの蓄積が懸念されます。このため、各関係機関と連携し、心の相談の強化と地域での見守り、支えあいができる体制をつくることを目的に、新たにゲートキーパー養成講座を開催し、心のケアを最優先に進めてまいります。

また、生活の変化から、食生活等が乱れ、生活習慣病の進行なども懸念されることから、昨年度に引き続き、健康相談、栄養相談体制の強化と各種健診の受診勧奨、未受診者対策に重点を置き、町民の健康管理に努めてまいります。

復興を推進するためには、町民が心身ともに健康であることが重要です。引き続き、一人ひとりに寄り添いながら町民の健康増進に取り組んでまいります。

(国民健康保険事業)

次に、国民健康保険事業について申し上げます。

国民健康保険事業費納付金は、保険料の急激な上昇を抑えるための激変緩和措置がとられておりますが、本年度も道内医療費の自然増を2.52%と予測しており、基準年賦課実績と比較して一人当たり納付金が8.6%以上の増額が見込まれることから、北海道胆振東部地震災害の影響が色濃く残る今年度も、昨年度に引き続き国民健康保険給付費等支払準備基金から一定額の繰入れを行い、被保険者の保険料負担軽減を図ってまいります。

また、被保険者に対する保健指導や医療費適正化への取組などにより、保険者努力支援制度のインセンティブを積極的に確保することで保険料の抑制に努めてまいります。

みのり豊かなあつまをめざして

(農業農村の振興)

次に、農業農村の振興について申し上げます。

農業・農村を取りまく情勢は大きく変化しており、国内においては、TPP11、日EU・EPAなどの経済連携協定が相次いで発効しており、さらには本年1月1日に日米貿易協定が発効し、わが国はかつてない高水準の貿易自由化時代を迎えています。これらにより、国内はもとより北海道の農畜産物生産額の減少が危惧されるなか、農業経営環境はより厳しさを増してい

くことが懸念されます。その一方で、農業生産技術は目覚ましく向上しており、生産者の経営革新に対する意欲も高まりつつあります。さらには、消費者ニーズの多様化に対して、生産者の営農形態の弾力化が求められる時代でもあります。

このような状況に対応し、本町農業の持続的発展を図るため、国が策定を進めている新たな「食料・農業・農村基本計画」を見据えながら、本町においても高度化する農業・農村づくりをめざし、本年度をもって終了する第7次厚真町農業振興計画の次期計画の策定に取り組んでまいります。

担い手対策については、今後も農業者の高齢化などにより農家戸数の減少が続くと見込まれ、新規参入者や農業後継者の育成・確保が重要となっています。このため、引き続き担い手や農業後継者への各種支援に取り組むとともに、新農業者育成協議会や担い手研修農場・農業担い手育成センターを通して、地域おこし協力隊・農業支援員などの新規就農者を育成し、栽培技術研修から就農までの支援を総合的に展開してまいります。

生産性の向上に向けては、町内においても普及が進む農業機械のICT化に引き続き取り組むとともに、JAとまこまい広域と連携して、ICTシステム利用者の利便性向上を図ってまいります。また、5G（第5世代移動通信システム）の農業分野での活用へ向けた調査・研究を行い、さらなるスマート農業の推進を図ってまいります。

ハスカップのブランド化については、引き続き、地域団体商標および地理的表示保護制度・GI登録に向け手続きを進め、厚真産ブランドの確立と付加価値向上に向け、官民連携の取組を一層強化し、生産者の利益増進と消費者や実需者の信頼と期待に応えてまいります。

（畜産の振興）

次に畜産の振興について申し上げます。

畜産の振興については、乳価と肉牛価格の高値安定を図るとともに、担い手の高齢化や労働力不足などさまざまな課題に対応するため、引き続き酪農経営安定対策事業や和牛経営安定対策事業を推進し、生産基盤の強化と経営の安定を図ってまいります。

伝染病CSF（豚熱）の感染は本州中部、沖縄地方にまで拡大しており、養豚業が盛んな胆振東部地域でも依然として警戒態勢が強まっている状況にあることから、今後も関係機関と連携し、情報収集や定期巡回の実施など適正な防疫と飼養管理に努めてまいります。

（農業農村整備事業）

次に、農業農村整備事業について申し上げます。

道営ほ場整備事業については、豊共第2、幌内富里、1区下流、1区上流地区の4地区で整備工事、新たに幌内沢地区では基本設計に着手し、計5地区での事業実施を予定しております。また、次期採択をめざす上鹿沼第1地区は、本年度、計画樹立の手続きを開始するとともに、早期の採択に向けて調整を図ってまいります。

（森林の再生と林業の振興）

次に森林の再生と林業振興について申し上げます。

森林の再生と林業復興につきましては、昨年度に設置した厚真町森林再生・林業復興検討会議の議論や、北海道および関係機関からの指導の内容を踏まえて、地震によって被害を受けた山林への治山工事、路網の復旧・新設工事を推進してまいります。特に路網については、林道復旧工事に加え、林業専用道（規格相当）、森林作業道など現場に応じた規格の道路を適切に設置することで、森林再生と経済活動が促進されますので、林業インフラの再整備を加速してまいります。

被災森林に植栽する樹種や被災木の利活用方法、森林整備スキームなどの検討・研究については、森林再生と林業再建に大きく貢献すると考えられ、より積極的に取組を進めてまいります。また、林業振興については、森林所有者の造林費用の負担軽減を図り施業意欲の向上に向けて造林推進対策事業などを通して引き続き支援してまいります。

（野生鳥獣対策）

次に、野生鳥獣対策について申し上げます。

エゾシカによる農業被害の対策として、くくりわなの活用や有害鳥獣駆除により捕獲頭数の増加を図り、積極的に駆除対策を講じながら農業被害の軽減を図ってまいります。

(水産業の振興)

次に、水産業の振興について申し上げます。

昨年は、シシヤモ漁については、不漁で水揚げがほとんど無く、ホッキ貝も資源量は安定しているものの、貝の平均殻長が小さく単価が安価となり、取扱額も低調に推移するなど、厳しい状況でありました。

本年度も引き続き、シシヤモふ化事業による資源確保やマツカワの種苗生産を支援するなど、資源管理型漁業の積極的な推進により漁業経営の安定・強化を図ってまいります。また、鶴川漁業協同組合が行うさけ定置網の更新については、同組合の経営安定に資するものであることから、むかわ町と連携して支援してまいります。

(商工業の振興)

次に商工業の振興について申し上げます。

近年町内では、新会社の設立や新規事業の立ち上げなど、着実に商工業の裾野が広がりつつあります。この流れを途絶えさせることのないよう、引き続き新規事業の立ち上げや経営拡大、経営改善のための各種支援事業を実施するとともに、近年の社会的環境の変化や現状を十分に分析したうえで、経営基盤の強化に繋がる支援施策を検討してまいります。

また、商工会と連携し、国や北海道の支援制度を積極的に活用しつつ、商工業の経営安定を図ってまいります。

(企業誘致と雇用機会の確保)

次に企業誘致と雇用機会の確保について申し上げます。

地域経済の活性化や就労の場の確保を図るため、北海道をはじめ関係機関との連携を密にし、企業ニーズに沿った企業用地などに関する情報収集と発信に努めるとともに、時間や場所にとらわれない多様な働き方を創出するテ

レワーク実践企業や本町の基幹産業である一次産業を生かした企業など幅広い業種の企業誘致に取り組んでまいります。

また、地方創生交付金事業として東京一極集中の是正や地方の担い手不足への対処を目的に、U I J ターンによる起業・就業者創出を図る「地方創生移住支援事業・マッチング支援事業」を北海道と協同実施し、新たな雇用の拡大や機会確保につなげてまいります。

(観光・交流のまちづくりの推進)

次に観光・交流の推進について申し上げます。

本年は、東京2020オリンピック・パラリンピックのマラソンや競歩等が札幌市で開催され、白老町に「ウポポイ（民族共生象徴空間）」が誕生し、むかわ町で発見された恐竜の学名がカムイサウルス・ジャポニクスに命名されるなど、北海道や胆振東部エリアがこれまでも増して注目されています。また、震災後の復旧・復興に関する調査・研究、教育ツアーの需要が高まっていることもあり、本町への来訪者の増加が予想されます。

今後も観光協会、各関係機関や事業者と連携し、被災された町民の皆さまに十分配慮しながら、本町の観光・交流事業を展開してまいります。また、従来のイベントに加え、復興支援型イベントにも積極的に参加し、復旧・復興の様子やこれまでのご支援に対する感謝の気持ちを全国に発信してまいります。

快適に暮らせるあつまをめざして

(都市計画の推進)

次に、都市計画の推進について申し上げます。

復旧・復興計画に即した土地利用を図るため、厚真町都市計画マスタープランの改訂を行ないます。併せて、拠点となる市街地に居住地や公共施設、集客施設等の都市機能を集約したコンパクトなまちづくりを推進するため、本年度から2か年で立地適正化計画を策定してまいります。

(道路・河川の整備)

次に道路・河川の整備について申し上げます。

道路は、日常の生活や経済活動に欠かせない社会基盤であり、災害時には住民の避難や緊急輸送手段として重要な役割を果たします。このため災害に強い安全安心な道路網の整備を進めてまいります。

本年度は、新町フォーラム線の完成をめざすほか、幌内左岸線や上厚真小学校通学路の整備に向けた調査設計に着手します。

河川については、山間部からの土砂流入による河道閉塞に対応するため浚渫など適正な維持管理に努めてまいります。

北海道が管理する道路や河川については、道道では、厚真浜厚真停車場線と北進平取線の継続整備、また、上幌内早来停車場線幌内橋付近の整備と調査設計が予定されております。河川では、厚真川の改修が二期改修の準備工として日高自動車道から厚真市街地までの伐開を行う予定であり、入鹿別川の改修ではJR橋から上流の掘削と護岸整備が予定されております。いずれも本町にとって重要な路線や河川でありますので、早期に整備が図られるよう取り組んでまいります。

(公園・緑地の整備復旧)

次に、公園・緑地の整備について申し上げます。

新町パークゴルフ場の代替施設については、復興計画の議論の行方を見定めながらではありますが、本年度中に場所の選定を行い、次年度以降の整備をめざしてまいります。震災遺構や百年記念公園などその他の公園整備については、災害復旧の進捗をみながら整備計画の見直しを行ってまいります。

(地域公共交通の充実)

次に、地域公共交通の充実について申し上げます。

いつまでも安心して暮らし続けられるまちを実現するためには、公共交通サービスの維持・充実に努めることが不可欠です。

市街地周辺の居住地や公共施設などの土地利用の再編等に関する立地適正

化計画の策定と連動し、地域公共交通ネットワークの再構築を目的に、地域公共交通計画（仮称）を令和3年度に策定する予定です。

地域に暮らす移動者の立場に立った計画の策定をめざすため、本年度は、計画策定に必要な地域公共交通の現況や住民ニーズなどの調査を実施するとともに、新たな移動サービスの導入についても研究してまいります。

（再生可能エネルギーの有効活用）

次に、再生可能エネルギーの有効活用について申し上げます。

本町も構成員であるコンソーシアムが昨年から取り組んでいる地産地防エネルギー6次産業化プロジェクトにつきましては、今回の地震で発生した被災木を含む地域内の木質資源や太陽光を利用する事業であり、再生可能エネルギーを公共施設のバックアップ電源や産業振興に活用し、災害に強いまちづくりの実現や地域雇用創出など、新たな付加価値創造につなげていくことをめざしています。今年度は、北海道の事業継続承認を経て、昨年度実施した基本設計・事業採算性調査に基づき、事業を推進してまいります。

また、平成29年第1回定例会において議決いただいた債務負担行為の富里地区太陽光発電施設建設の手続きを開始し、本年度内の系統連系をめざしてまいります。

（地域情報化の推進）

次に地域情報化の推進について申し上げます。

災害に強いまちづくりや地方創生を推進するうえで、情報通信基盤・通信網の強化は重要です。昨年度において整備を行ないました上厚真地区市街地における超高速ブロードバンドサービスの利用促進、町内に整備している既存施設の適正な維持管理を徹底し、本町全体の情報通信基盤の整備を推進していくとともに、5Gの商用サービスの開始に向けて、情報収集を進め、その活用方法などについて検討を進めてまいります。

（移住・定住の促進）

次に、移住・定住の促進について申し上げます。

本町の人口は平成26年から5年連続の社会増を達成しており、特に震災直前には人口の増の局面になるなど、本町の地方創生の取組は、着実に成果として表れていました。

震災後は、転入が減少傾向にありますが、子育て支援住宅の建設や地域公共交通の充実、災害に強いまちづくりを進め、安心して住み続けられる環境を整備するとともに、地の利や「便利な田舎」としての潜在力を発揮しながら、子育て世代や起業など本町でチャレンジしたいという人を積極的に受け入れ転入の増加を図ってまいります。

(建築・住宅)

次に、建築・住宅について申し上げます。

民間住宅については、引き続き、地震から生命と財産を守る住宅の耐震化および省エネルギー化改修のほか、自家消費の再生可能エネルギー設備の設置などを促進してまいります。一方で、第一種低層住宅地区や環境や景観に配慮すべき地区への太陽光発電事業などの規制については、早期に検討してまいります。

空き家等対策では、厚真町空き家等対策計画に基づき、建物の適切な維持管理に関する情報提供や助言、空き家に関するデータベース整備、利活用の支援など、総合的な空き家対策を推進してまいります。特定空き家については、その所有者に対し除却制度について情報を提供し、適切な管理が成されていない特定空き家による周囲への被害防止や環境保全のための除却の推進を図ってまいります。また、市街化調整区域などを対象とした空き家等利活用資金制度の広報に努め、新規就農者向けの住宅確保など地域資源の再生を推進してまいります。

公営住宅については、新町地区30戸、上厚真地区16戸の建設を実施してまいります。

子育て支援住宅は、令和3年度に上厚真地区で建設を予定しており、本年度は設計を行ってまいります。

また、移住・定住対策に資するため、引き続き、民間共同住宅の建設および改修に対し、費用の一部を助成してまいります。

(簡易水道・公共下水道)

次に、簡易水道・公共下水道について申し上げます。

簡易水道については、上厚真地区では道道改良工事に併せて老朽管対策のため布設替え工事を実施いたします。

また、安全で安心な水の安定供給のため計画的に実施する配水管の耐震化、複線化については、本年度は新町および豊沢地区で工事を実施してまいります。

統合簡易水道事業は、既設浄水場の切替工事と幌内地区で配水管の布設工事を実施し、本年度で完了する見込みであります。

水道未普及解消事業は、高丘地区および軽舞地区で工事を実施してまいります。

なお、未給水区域における飲用井戸の確保については、飲用井戸等給水施設整備事業補助金により、住民が行う飲用井戸等の給水施設整備を支援してまいります。

公共下水道については、ストックマネジメントに基づく計画的な施設の更新を実施してまいります。

合併処理浄化槽の整備事業については、これまで浄化槽市町村設置整備事業により公共下水道整備区域外の生活排水処理を行っており、町域における現在の水洗化率は78%となっております。本年度も同事業のPR活動を展開し、浄化槽の設置を促進し水洗化率の向上を図ってまいります。

(交通安全・防災対策)

次に、交通安全対策について申し上げます。

人生100年時代を迎え、高齢者にいきいきと暮らしていただくためには、自由に安心して移動できる環境を整備することが重要です。

本年度も引き続き、交通事故を防止するため、70歳以上の高齢運転者を対象に、衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置を搭載した安全性の高い車両の購入や後付装置を整備する費用の一部を支援してまいります。

防災対策については、災害検証結果をもとに厚真町地域防災計画の見直し、

各種対応・運営等マニュアルの改訂を行ってまいります。

併せて、全自治会における自主防災組織の設立と各地域の避難計画の策定を進め、共助、公助による防災体制を確立するとともに、一昨年度に策定した町の緊急対応タイムラインの適正運用を図り、災害に強いまちづくりを引き続き進めてまいります。さらに、厚南地区における防災行政無線のデジタル化を図り、災害時における情報伝達の確立を進め、減災の取組を進めてまいります。

また、災害対策本部の効果的な構成・配置を行うとともに、各種防災訓練の実施、防災研修の開催を通じて職員の防災知識と対応能力の向上を図り、防災・減災対策に万全を期してまいります。

みんなで支えるあつまをめざして

(住民自治の推進)

次に、住民自治の推進について申し上げます。

安全で安心して暮らせる地域社会を実現するためには、自治会などの地域コミュニティ組織が、主体的に地域課題の解決に取り組むことが重要です。自治会の高齢化、未加入者の顕在化など、コミュニティ組織の活性化を阻害する要因が散見していますが、自治会は安全で安心な地域社会を形成する基礎的な組織であることから、前述の自主防災組織化など多様化する社会ニーズを捉えながら、自治会加入促進に向けた啓発活動を行政と歩調を合わせながら進めていただき、助け合いや見守り活動をはじめ異世代交流や環境美化運動などコミュニティならではの自主的活動を積極的に展開していただけるよう引き続き支援してまいります。

また、住民や地域団体などのさまざまな担い手と行政による協働のまちづくりを推進するためには、住民等に対し、行政の持つ情報を適時適切に伝え、行政への関心や信頼を高め、良質なパートナーシップを築くことが不可欠です。

今後も、広報「あつま」をはじめ、SNS（ソーシャルネットワークサー

ビス) などさまざまな媒体を活用し、迅速かつ丁寧な情報提供に努めるとともに、復旧・復興計画などの策定過程において住民参画の機会を設け、住民と行政が目標を共有するまちづくりを推進してまいります。

(行財政運営の健全化)

次に、行財政運営について申し上げます。

北海道胆振東部地震による災害復旧事業は、各施設において着実に進んでいますが、被災者の日常生活や生産基盤の再建、災害に強いまちづくりなど最優先で取り組み、復興への歩みを加速させなければなりません。今後も災害復旧・復興事業に対応する国・道の支援を最大限有効に活用し、本町の復旧・復興事業の負担が次世代への足枷とならないよう建設的財政運営を心がけてまいります。

歳入では、震災の影響などによる市町村民税、固定資産税の減少が見込まれ、地方交付税などの依存財源も災害による特殊財政需要額を除くと漸減すると推測しています。また、国道支出金においては災害関連事業の嵩上げ措置により地方負担の軽減が図られますが、事業費が膨大であることからその地方負担額も多額となり、地方財政措置を見込んではいらぬものの地方債残高の増加は避けられません。

歳出では、災害復旧事業をはじめ、道営ほ場整備事業、統合簡易水道事業などの大型事業の償還が順次発生し、今後もより一層厳しい財政運営が予想されるため、引き続き行財政改革を推進し、住民との協働を進めながらより効率的な行政運営に努めてまいります。

また、公共施設の維持、改修、統合などについては、公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画を策定し、財政負担の平準化や軽減に努めてまいります。特に、役場庁舎を含む周辺整備については、災害の経験を生かし、防災機能の充実を図るため、平成30年度に策定した基本計画の見直しを図りながら財政負担、実施規模および実施時期について具体化してまいります。

行財政のスリム化、効率化を図るため、基幹システムを苫小牧市との共同利用型とするとともに、Society5.0時代に向けたAIやICTの利活用、特にローカル5Gを活用した行政サービスのあり方、防災に関する取組等につ

いて幅広く情報収集し、その活用方法について検討を進めてまいります。

また、国のマイナポイント事業に必要なマイナンバーカードのマイキーID設定支援を進めるとともに、行政サービスにおけるマイナンバーカードの実装について早急に検討してまいります。

町民の信頼に応え、時代の要請に対応するためには、職員の資質向上が基本となります。各種研修への参加、OJTの実施などによる職員の意識改革、能力開発を進めるとともに、効率的な組織のあり方について引き続き検討を重ねてまいります。

(第4次厚真町総合計画の改定について)

次に、第4次厚真町総合計画の改定について申し上げます。

平成28年度に「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」を町の将来像としてスタートした第4次厚真町総合計画は、本年度で計画期間の折り返しとなる前期5年間が経過することから、これまでの取組の成果や震災の影響を検証し、令和3年度からの重点施策の展開に必要な後期基本計画の再編成に着手します。

基本計画の改定は、地方移住のすそ野の拡大をめざす「関係人口の創出・拡大」、誰もが活躍する地域社会の構築をめざす「多様な人材の活躍の推進」、SDGsやSociety5.0の推進による「新しい時代の流れを力にした持続可能なまちづくり」、インフラの強靱化と自ら行動する「防災意識社会」など、将来にわたり活力ある地域社会の実現をめざし、中長期的な視点を持って進めてまいります。

また、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略と国土強靱化基本法に基づく国土強靱化地域計画については、総合計画と不可分であることから、基本計画を見直す中で、総合計画基本計画に包含する形で取りまとめてまいります。

(おわりに)

以上、令和2年度の町政執行に対する私の基本的な考え方と主な施策について、その概要を申しあげました。

すでに申し上げましたが、今年是我が国で、世界中が注目する東京2020オリンピック・パラリンピックが開催され、6月には本町を含む北海道胆振東部地震被災3町で聖火リレーが行われます。

聖火リレーを通して復旧・復興に勇往邁進する姿を発信することで、日本全国、世界各地からいただいたご支援に対し、感謝の気持ちを伝えてまいります。

私たちが今、一歩ずつ歩みを進める復旧・復興の道は、陰しく困難なものです。しかし、聖火の光は、その復旧・復興の道が、未来の厚真へとつながる希望の道であることを照らしだし、困難に立ち向かう厚真町民や全国に広がる被災地への我々のメッセージとなります。

本年は、町政が施行されてから60年を迎える節目の年にあたります。令和という新たな時代の幕開けとともに、町民の皆さまと一丸となって、先達者が築きあげてきた郷土あつまの輝きを再び取り戻し、新たな希望とフロンティア・スピリッツを胸に、その先の道にある厚真町の新たな創造のため職員と一丸となって積極果敢に取り組んでまいります。

結びに、町民の皆さまならびに町議会の皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげ、私の町政執行に対する所信といたします。